

**平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 6 回会議要旨**

<開催日>

平成 26 年 7 月 18 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員
事務局（2 名）

中山行政管理課長、三枝主査
説明者（2 名）

みどり公園課長、道路課長

<開会>

【部会長】

平成26年度第6回新宿区外部評価委員会第1部会を開会します。

今回は、前回に引き続き計画事業に係るヒアリングを行います。

対象となる事業は、みどり公園課の所管する計画事業43「道路・公園の防災性の向上」、計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」、計画事業57「区民ふれあいの森の整備」、計画事業59「新宿らしいみどりづくり」及び計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」の5事業です。

説明はみどり公園課長ですが、道路課長にもご同席いただいています。

それでは、よろしくお願いします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願いします。

<説明者紹介>

【部会長】

ヒアリングに入る前に本会の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

今年度は第二次実行計画期間の4年間のうち2年目の評価となります。

外部評価委員会では、今年度内部評価を実施した計画事業のうち、まちづくり編の中から半数の事業を抽出して評価します。外部評価する事業は全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半の15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めます。

質問が終了しなかった場合などに、追加で文書による質問をする場合もあります。説明は以上です。

では、ヒアリングに入ります。

まず、計画事業43「道路・公園の防災性の向上」についてご説明をお願いします。

【説明者】

みどり公園課長です。

まず、区の施策体系における本事業の位置付けについてご説明します。

まちづくりの基本目標の一つ、Ⅲ「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」を実現するための個別目標の一つに、3「災害に備えるまち」があります。また、この個別目標を実現するための基本施策の一つに、①「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」があります。本事業は、この基本施策の下、地震や豪雨等の自然災害に強いまちづくりを推進するため、区が管理する道路や公園の整備を行うことで防災性の向上を図る事業です。

本事業は、大きく「道路・公園の治水対策」、「道路・公園擁壁の安全対策」及び「公園における災害対応施設の整備」の三つの枝事業に分かれています。

「道路・公園の治水対策」は、道路や公園において、経年劣化等により透水機能が低下した舗装等の機能回復や、新たな雨水浸透貯留施設の整備を行うものです。

具体的には、道路において、特に過去、水害が発生した箇所を中心に、透水性舗装の整備・更新の工事を行います。また、公園において、地盤面に雨水貯留槽というものを埋め、貯留槽としています。なお、区立公園の多くは、このほかにも雨水浸透ますを整備し、一定の雨水透水・浸透機能を持っています。

本事業の目標・指標としては、道路について平成27年度までに計1万㎡、年間ですと2,500㎡相当の整備を目指します。単純計算で幅員6mの道路ですと、毎年延長約420mを整備する計算になります。本実行計画期間内の実績としては、平成24年度に2,670㎡、平成25年度に2,418㎡、計5,088㎡を整備しました。なお、本年度についても、約2,530㎡の整備を予定しています。

公園については、平成26年度までに300㎡の整備を目標としています。実績としては、24年度は区立納戸町公園、平成25年度は区立柏木公園に、それぞれ100㎡の雨水貯留槽を整備しました。今年度については、落合地域の公園における整備を予定しています。

本枝事業については以上です。

次に、「道路・公園擁壁の安全対策」についてです。新宿区は、高低差がある地勢の特性上、道路や公園でも崖や擁壁に隣接している箇所があります。道路や公園は、都市の重要なインフラであり、万が一崖崩れ等が発生した場合、区民の生命や生活が大きく脅かされることとなります。このため、崖や擁壁を抱える道路や公園では、その健全度について調査を行った上で、

改修が必要と判断された場合は改修工事を行ったり、直ちに改修の必要がないが、経過観察を要すると判断された場合は定期的に点検を行ったりしています。

現在、区内で点検の対象になっている擁壁は、道路に隣接しているものが5か所、公園に隣接しているものが10か所あります。点検は、主に職員による目視により行っています。すきみや亀裂がないか等を確認し、記録を取ることで、状況の変化をチェックしています。なお、現時点では大きな問題は発生していません。

また、改修については、新宿中央公園の一部の石積み擁壁に変動が見られたことから、平成25年度に詳細に調査したところ、改修が必要と判断されたために、今年度設計を行い、平成27年度に改修工事を行う予定です。

本枝事業については以上です。

次に「公園における災害対応施設の整備」についてです。公園は、区民の憩いの場や遊びの場として日常的に利用していただいています。地震等の災害時には、避難場所や一時（いっとき）集合場所など、避難や応急救護の拠点としての機能を持ちます。本枝事業は、公園の災害対応機能を高めるために、比較的規模の大きい公園を対象に、災害用トイレ等の整備を行うものです。

平成24年度、25年度の2か年で、4か所の公園に5基ずつ、計20基の災害用トイレを整備しました。また、災害用トイレを整備した公園には、合わせて1か所ずつ、計4か所の多目的貯水槽を整備しました。これは、災害時に水道が止まった場合に、主にトイレの洗浄水として利用することを想定しているものです。多目的貯水槽が手動ポンプで水をくみ上げてトイレを洗浄し、下水管に流していく仕組みになります。それから、災害用トイレを実際に使っていただくことができるよう、設置した公園の地域の皆さんに集まっていただき、組立てや操作の方法などを一緒に学ぶための見学会などを実施しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

水は飲用にも使用可能なのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

ためるときは水道水を入れますが、長期間ためることになりますので、飲用は難しいと思います。手を洗うといったその他の生活用水としてお使いいただけると思います。

【部会長】

「道路・公園の治水対策」について、どこの公園をやるかといった年次計画はあるのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

第二次実行計画の計画事業として、いつどの地域をやるといった大きなくくりでは決めているのですが、具体的な公園等については、できるだけ利用者に影響のない形でやるためにはどこが適切なのか等を踏まえ、その年度の中で考えています。

【部会長】

エリアは大体決まっているということですね。

「公園における災害対応施設の整備」について、防災上の広域避難場所などとの関係はどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

広域避難場所だからそういったものを設置するというくくりにはしていません。基本的には、比較的地域の中でも規模の大きい公園など災害発生時人が集まってくることが想定されるところが、トイレの設置場所としては適切と考えています。

【部会長】

客観的に見ると、広域避難場所にあるのが良いように思うのですが、その辺のすり合わせはしているのでしょうか。それとも、設備を整えやすいところが優先されるのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

今回対象にしているのは、9,000㎡、1万㎡など比較的広場が大きい箇所、最も小さいものでも4,000㎡程度あります。全てが広域避難場所に指定されているわけではありません。

【委員】

「道路・公園の治水対策」について、昨今、集中豪雨で立体交差に水がたまったり、地下室に水が流れ込んだりする事例が報告されています。区道での水はけや雨水ますの整備についてはどのようにお考えですか。

【説明者】

道路課長です。

ご指摘のとおり、かなり強い雨が降ると、浸水などが発生します。雨水をうまく海まで流すには、下水道管の整備、河川の改修等が必要になりますので、まずは東京都がこういったものを改善してきています。

また、区道や公園施設等における総合治水については、できるだけ土の中に浸透させて、下水道管に雨水が流れないようにすることで、水害等の被害をなくそうと取り組んでいます。

【委員】

あまり植物を植えていない、土の見える公園もありますが、これは浸透させるためなのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

公園には、風景や自然的な植栽など、本来の機能がありますから、単純に浸透させることだけを目的に土にはしてはけません。ただ、結果的に地面への浸透部分が大きくなると思います。

【委員】

道路の治水というのは、洪水のハザードマップなどに基づいて優先順位を付けて行っているのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。

透水性舗装については、大雨が降ったときに浸水や冠水をしてきた道路を対象にしてきています。なので、洪水ハザードマップにおいて、大雨が降ったときに浸水する可能性があるところと注意喚起されているところとは重なるものと思います。

【部会長】

道路にも公園にも区立のものと都立のものがありますよね。一方で、防災というのは、縦割りになってしまうと影響が大きいように思います。調整はどこまでされているのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。

まず、神田川など流域ごとに時間当たり50mmの雨に対応すること、東京都等関係機関で作っている豪雨対策計画に基づき、平成29年度までに時間当たり55mmの降雨に対応できるよう整備していくことなどの目標を共有しています。

こういった目標に基づき、区が行っている道路・公園の浸透施設の整備、ある程度の敷地面積のある民間の建築に対する貯留槽等の整備などを行っています。

【部会長】

ありがとうございます。

55mmの目標というのは、都道であろうと区道であろうと関係ないのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。

関係ありません。

【部会長】

整備は、区や都がそれぞれ行っているのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。

そうですね。河川の整備、下水の整備、浸透施設の整備等を合わせて、55mmの降雨に耐えられるよう進めています。

【部会長】

公園についてはいかがでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

公園については、東京都の総合的な雨水計画の中で、東京都の役割分担、区の役割分担に分けて整理しています。

ちなみに、この事業と直接関係はないのですが、区立公園の中でも、妙正寺川沿いの一部の公園では、河川からあふれた水をためる機能を備えており、流域全体で連携をとりながら、総合的にやっています。

【委員】

公園には全体で何基の災害用トイレが設置されているのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

第二次実行計画の事業の中では4園20基なのですが、それ以前から公園の整備、トイレの改修などに合わせて災害対応機能を付加しており、現在のところ、トータルで136基の災害用トイレを区内全公園に設置しています。

【委員】

災害用トイレの設置については、昨年度をもって終了なののでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

昨年度をもって計画事業としては終わりましたが、今後も、公園の改修、トイレの改修等に合わせて、こういった機能を整備していきます。

なお、現在別な事業において進めているおとめ山公園や新宿公園などの再整備工事の中でも、災害用トイレやかまどスツール（災害時にはかまどとして使用することのできるベンチ）といった防災関係の施設を設置していきます。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、計画事業43については以上とします。道路課長は、ご同席いただきありがとうございます。

引き続き、みどり公園課長に、計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」のご説明をお願いします。

<道路課長退出>

【説明者】

はい。

本事業は、まちづくりの基本目標の一つ「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」を実現するための個別目標の一つ「1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を実現するための基本施策の一つ「③ 良好な生活環境づくりの推進」の下に位置付けられている事業です。区が平成21年度に策定した「清潔できれいなトイレづくりのための指針」（以下「指針」という。）に基づき、老朽化した公園トイレや公衆トイレを計画的に改修しています。

区は、区民にとっても来街者にとっても歩くことが楽しくなるまちを目指しており、町歩き

を楽しむ上で、誰もが利用できる清潔できれいなトイレはなくてはならない重要な施設だと考えています。

事業対象は、現在のところ、区内の公園の中にあるトイレが125か所、公衆トイレが22か所の計147か所です。これまでも、日常の清掃等に力を入れているほか、順次改修等を行ってきていますが、老朽化が進んでおり、いわゆる4K（汚い、臭い、暗い、怖い）といったマイナスイメージがなかなか払拭できていない現状があり、きれいなトイレへの要望が高まっています。また、近年ではバリアフリー化や災害対応機能の充実を図ることが求められています。

そのため本事業では、公園トイレ及び公衆トイレの利用実態、老朽化の度合い等から改修の優先順位が高いと判断されたトイレについて順次改修を行っています。

第二次実行計画期間中の実績としては、平成24年度に5か所の改修を行いました。平成25年度は、公衆トイレ1基について設計を行いました。改修は行いませんでした。

ちなみに、この事業ではありませんが、平成26年4月20日に新たに柏木どんぐり公園がオープンし、新たなトイレが設置されました。なお、今年度については、後ほどご説明する72「みんなで考える身近な公園の整備」で整備を予定している太宗寺内公衆便所を整備していきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご質問等をお願いします。

【委員】

公園トイレ及び公衆トイレについては、最終的に全てバリアフリー化等をする予定なのでしょうか。

【説明者】

全てをやっていくという計画立てはなかなか難しいのが現状です。ほとんどの公園に設置している一人用のトイレは、プレハブ造りのようなもので、極端に老朽化するものではありません。一方で、いわゆる建物型の、男女に分かれているような比較的大きなものについては、昭和40年代以前の非常に古いものもありますので、まずはそれらを優先的に改修していこうと考えています。ただ、バリアフリーの観点を考えれば、現在設置している一人用トイレも、多くは車椅子対応になっていませんので、改修が必要だとは考えられます。

【委員】

147か所のうち、バリアフリー化が済んでいるのはどの程度なのでしょう。

【説明者】

建物型のトイレに関しては、既に70%程度は改修が済んでいます。

一方で、一人用のものについては、10%に達していないくらいです。

公園には、都市公園法の中で建ぺい率の制限が定められていますので、小さな公園では、設置できるトイレのサイズ等にいろいろな課題があります。地域バランスなどを考えてバリアフリーのトイレを設置していく中で、法的に建て替えが難しいところについては、手すりだけを

付けたり、段差だけでなくしたりといったいろいろな工夫をしなければいけないと考えています。

【委員】

指針の中で、「廃止を検討すべき公衆トイレ」とあるのですが、廃止というのは完全になくなってしまうということなのでしょうか。

【説明者】

そうですね。実際に、大京町公衆便所及び西大久保公衆便所の2か所を廃止しました。ただ、廃止に当たっては、代替機能が確保されているか等の観点が必要であり、むやみやたらにできるものではありません。大京町については、タクシーの運転手以外の使用がほとんどなかったこと、近隣に四谷第六小学校があり、防災上の観点からは、大京町公衆便所がなくても災害用トイレが確保できることなどから、西大久保公衆便所については、以前にホームレスが住みついたなど、管理上問題があったこと、近隣のコズミックセンターの中にトイレがあり、西大久保公衆便所がなくとも代替機能が確保できていることなどから廃止をした経緯があります。

【委員】

廃止ではなく休止等の形で、災害等の際には使用できるようにしてはいかがでしょうか。

【説明者】

実例で申し上げますと、非常に狭く、建ぺい率の関係でトイレが設置できない公園でも、近隣の要望により、お祭りのときなどに使うことのできる排水の機能だけは付けている例がありますので、いざというときに使うことができるという重要性に鑑み、今後、検討していきたいと思えます。

【委員】

指針の中で、甘泉園内の公衆便所が、利用者が少ないとして廃止を検討する対象となっていますが、ここは、夏になると子どもたちが多く遊びに来るなど、時期によって利用者が増えるように思います。また、甘泉園は広い公園であり、散策や夕涼みに来ている人もいます。廃止対象とすべきではないのではありませんか。

【説明者】

入口を入って右にあるのがこの公衆トイレですが、このほかに庭園の中にも公園トイレがあります。

なお、ご指摘のとおり、甘泉園内の公衆便所は、廃止を検討する対象となっていますが、現在のところ、大京町公衆便所及び西大久保公衆便所を除くものについては、具体的に廃止する計画はありません。

【委員】

指針の添付資料に「配置面から見た優先度の評価」というものがあります。すごくおもしろくて分かりやすい取組だと思うのですが、優先度というのは何なのか、内容をご説明ください。

【説明者】

ご指摘の資料については、優先して改修・整備すべきトイレを検討する際に実施した調査の結果となります。まず、公園トイレや公衆トイレは、町を歩く、要は外出している方にとって

重要な施設であることに着目し、新宿区総合計画の歩行系ネットワーク沿いから100m以内、200m以内という近さをポイントにして優先順位を付けているものです。ほかにも、健康面、子育て面、災害面などについて、同じような形での優先度を出しています。

【委員】

公園トイレも公衆トイレも、全てが新宿区の土地に設置されているわけではないですね。

【説明者】

そうですね。民有地や国・都の土地を借りている場所があります。

【部会長】

目標・指標の欄に「次の他事業で改修する3か所分を含む ・57計画『区民ふれあいの森の整備』：2か所 ・72計画『みんなで考える身近な公園の整備』：1か所」とあるのですが、これは何なのでしょう。

【説明者】

目標設定については、本事業だけで数字を組み立てるのではなく、ほかの公園の整備の中でやっていくものも含めて総合的に行っています。ご指摘の箇所については、計画事業57及び計画事業72において、計3か所を整備した旨を記載するものです。

【委員】

トイレを利用する人からの苦情、要望等について、トイレ内にポストなどを設けているところはあるのでしょうか。

【説明者】

トイレの中には特に設置していませんが、インターネットで、苦情も含めたご意見、ご要望を受けることのできるシステムがあります。また、公園トイレですと、連絡先が必ず表示されていますので、それを見てご連絡いただく方もいます。

【委員】

現在は多くの方が携帯電話を持っていますから、その場で連絡をとることができると思いますが、そのようなものを持っていない方のためにも意見箱等は有効だと思います。いわゆる情報弱者と呼ばれる方々のご意見を集める視点から、ぜひ検討してほしいです。

【説明者】

区内85か所の公園トイレに、ご意見箱などを設置し、回収して中身を見ていくのはなかなか難しいとは思いますが、参考にいたします。

【委員】

清掃の際などに回収することはできると思います。

【部会長】

連絡先が必ず表示されているとのことですが、公園で何かあったときの連絡先などが公園トイレに表示されているのでしょうか。

【説明者】

トイレ自体ではなく、公園の入口など見える場所に、管理者の連絡先が記載してあります。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では計画事業53については以上とします。

続いて、計画事業57「区民ふれあいの森の整備」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

本事業は、まちづくりの基本目標の一つ、IV「持続可能な都市と環境を創造するまち」を実現するための個別目標の一つ、2「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」を実現するための基本施策の一つ、①「水とみどりの環の形成」の下に位置付けられています。

区立おとめ山公園に隣接する国有地や民有地を取得し、おとめ山公園と合わせた「区民ふれあいの森」を整備することで、みどりの拡充を図るとともに、区民がみどりと触れ合う機会を創出することを目的とします。

委員の皆様は、一昨年に現地を視察されていますので、状況はご存じだと思います。

おとめ山公園の拡張整備に当たっては、新たに整備を行う箇所を、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン、中央ゾーンに区分して整理しています。また、以前から公園として整備されていた箇所は既設公園ゾーンとしています。

平成21年度には「おとめ山公園拡張整備計画」に係る基本計画の策定に着手し、これと並行して各国有地及び民有地の取得を進め、平成22年度には基本計画を策定するとともに、基本設計を行いました。23年度はCゾーン及び中央ゾーンの実施設計、24年度はAゾーン及びBゾーンの実施設計を行いました。

また、整備計画の策定に当たっては、区民との協働という視点も重要であるため、区民や専門家からなる「区民ふれあいの森検討会」（以下「検討会」という。）という組織を作り、10回開催したほか、シンポジウム、意見交換会を開催するなど、区民、利用者など様々な方の意見を聞きながら進めてきています。

整備計画のコンセプトとしては、検討会の中で出た意見を踏まえ「落合崖線に息づく『記憶』の再生 ～みどり、水、歴史～」 「みんなが楽しく健やかになれる空間の創出」 「まちの安全・安心を高める防災拠点としての整備」 「自然や人々が出会う『ふれあいの森』づくり」の大きく四つを設定しました。

「落合崖線に息づく記憶の再生」は、この地域がもともと落合崖線という、崖状になり、谷が入り組んだ複雑な地形をしていたことから、かつての地形をいかした整備をしてほしいというものです。また、明治から大正にかけて、子爵相馬邸であったことを踏まえ、相馬邸の面影が感じられるようにするものです。

「みんなが楽しく健やかになれる空間創出」は、Aゾーン及びBゾーンのかなり広い新たな空間を、子どもが伸び伸びと遊ぶことや、お年寄りが健康遊具を使った運動をすることができるよう整備していくものです。

「まちの安全・安心を高める防災拠点の整備」は、特にAゾーン及びCゾーンについて、災

害用トイレの整備等を行っていくものです。

「自然や人々と出会うふれあいの森づくり」は、地域の方々などとの関わりの中で、協働により自然と触れ合えるものを目指していくものです。

昨年4月には、Cゾーン及び中央ゾーンを開園し、現在既にご利用いただいています。Aゾーン及びBゾーンは、現在工事を行っており、本年10月末ごろの開園を予定しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ちょうど道路を挟んで向こう側に小学校がありますよね。環境学習をするには非常に良い場所だと思うのですが、小学校との連携に向けた話合いなどはあったのでしょうか。

【説明者】

整備計画の策定に当たって、直接学校から意見を聞く機会は特に設けませんでした。環境学習という点では、学校側もこの場所をそういう場所だと位置付けており、昨年、工事中のところも含めて児童・生徒が見学会に来たり、今年の6月には全校生徒が参加して芝生を張る作業をしたりと様々に連携しています。

【部会長】

では、今後環境学習で使われることになりますね。

【説明者】

そうですね。おとめ山公園は、地元の小・中学校が隣接していますし、自然豊かでもありますので、小学校の環境学習にとってはもってこいの場所ですから、今後もそういった活動をしていければと思っています。

【委員】

おとめ山公園には様々な生き物がいますが、これを見ることのできる施設などはあるのでしょうか。

【説明者】

公園の中にはありません。

ご指摘のとおり、おとめ山公園には様々な生き物が生息しています。直接見ることはなかなか難しいのですが、お子さんがザリガニ釣りをするなど、生き物と触れ合う機会はあるものと思っています。

【委員】

学習の観点では、実物でなくとも、はく製の展示や、おとめ山公園の歴史資料を集めた資料館を作成するなどの取組も考えられると思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

資料館という形になるのかは分かりませんが、おとめ山公園の自然、歴史など、貴重な資源をうまく伝えたりPRしたりすることができないか検討しています。現在のところ、既存公園ゾーンにある管理事務所をうまく活用して、そういった場ができないかを検討しています。

【委員】

子どもたちが自由に走り回ることのできる公園が少なくなっていますが、そのようなスペースは整備するのでしょうか。

【説明者】

はい。まさしくAゾーンの自由原っぱ、Bゾーンの再生のもりは、一部遊具はあるものの、自由に伸び伸びと遊べるスペースになっています。

【委員】

公園出入口の施錠は行っているのでしょうか。

【説明者】

はい。夜間は閉鎖しています。4月から9月までが朝7時から夜7時まで、10月から3月までが朝7時から夕方5時まで開園しており、夜間は閉鎖し、施錠します。

【委員】

蛍もいるのですよね。

【説明者】

はい。また、地元「落合蛍を育てる会」というボランティア団体があり、鑑賞会も開いています。

【委員】

蛍がいるのはどのゾーンになるのでしょうか。

【説明者】

既設公園ゾーンにある蛍舎になります。

残念ながら、現在のところ公園の池の周りに自然に飛んでいるものではなく、蛍舎で、人の手で育てる形になっています。

【委員】

では、水槽の中などにいるのでしょうか。

【説明者】

はい。

蛍舎では蛍がたくさん飛んでいるところを見ることはできると思います。

【委員】

園内に生えている樹木や草花の名称というのは、分かるようになっているのでしょうか。また、それらの栽培や育成の方法などは分かるようになっているのでしょうか。

【説明者】

全部ではないのですが、樹名板は付けています。具体的な栽培方法などの情報はありません。今後、検討する余地はあると思います。

ちなみに、現在工事しているAゾーン及びBゾーンについても、施工業者の計らいで、道路沿いにこれから工事で植える植物の写真と名前を掲示しています。

【委員】

区の職員に樹木医はいるのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課には現在、2名の樹木医が在籍しています。

【委員】

その方による相談会などを公園内でやってみると良いかもしれません。樹木医との関連を作ることで、公園がもっと親しくなるように思います。

【委員】

今までも窓口はありましたよね。

【説明者】

そうですね。みどりの巡回サービスということで、窓口はあります。また、特別出張所等で行われる地域センターまつりなどにもみどりの専門家を派遣して、相談会をやっています。

ただ、公園の中では確かにやったことがありませんので、検討いたします。

【部会長】

今後の管理運営をどのように行っていくか、今の段階での考えを教えてください。

【説明者】

今後の管理運営は、うれしい反面、非常に悩ましいところです。単純にほかの公園と同じように管理することは難しいと思っています。例えば、公園の清掃や樹木の管理は、ほかの公園も含めた外部委託により行っているのですが、おとめ山公園単独で環境学習なども含めた形で何かできないかと考えています。それから、地域、NPO、ボランティアなどとの関わり方を今後どうしていくのか、より良い運営方法も含めて考えていきたいと思っています。

【部会長】

平成25年度の整備工事に当たって、東京都の交付金が充当されているようですが、なんとという交付金でしょうか。

【説明者】

「都市計画交付金」というものです。おとめ山公園全体が、都市計画公園に位置付けられているため、交付されるものです。

【部会長】

公園サポーターが2団体入っているとのことですが、今後はその役割も相当違ってくるように思います。いかがでしょうか。

【説明者】

現在のサポーターには、清掃などを行っている方と、虫を育てている方がいます。

今後、規模が大きくなること、自然がより豊かになることなどを踏まえ、どのような活動をしていただくことができるのか、公園サポーターの方々等も交えて意見交換しながら、管理運営のあり方を考えていきたいと思っています。例えば、この土地に長年住んでいる方に、土地の歴史等を説明していただく、いわゆるボランティアガイドの取組も、可能性はあると思います。

【委員】

整備計画の策定に当たっては、区民、専門家、区から成る「区民ふれあいの森検討会」（以下「検討会」という。）による検討会が行われたようですが、この委員は今後の管理運営にも携わっていくのでしょうか。

【説明者】

検討会の委員が、今後その立場で管理運営に関わる予定はありません。ただ、委員の中には既に公園サポーターになっている方もいます。そういった方には引き続き携わっていただく形になります。

【委員】

検討会の委員は、この公園はどうあるべきかを考えながら計画を検討してきたと思うので、できればそういう方が定期的に集まって、その精神を変えないようにしていくことも有効ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

例えば、検討会の委員であった学識経験者の方には、現在でも時々、公園の工事の様子などを見に来ていただいたりはしています。それから、検討会は地元の特別出張所の所長や地元町会の方、公園サポーターといった地元の方が中心に構成されていまして、そういった面では引き続き関わっていただくことはできると考えています。

【委員】

これから公園を作るときにぜひお願いしたいのですが、同じような公園ではなく、特色のある公園、あそこに行けばこれがある、あそこに行かなければこれがないといった特色のある公園を作ることにも検討してほしいと思います。

【部会長】

おとめ山公園については、特徴のある公園になっていると思いますが。

【委員】

更なる取組にも期待したいと思います。

【説明者】

例えば、この後ご説明する事業の中で「花の名所づくり」や「みんなで考える身近な公園の整備」という取組があります。これらは正にそれぞれの地域にゆかりのある、そこでないと見られない、地域のニーズに合ったもの、特徴をいかしたものを作っていく取組です。当該事業で改めてご説明いたします。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、計画事業57については以上とします。

続いて、59「新宿らしいみどりづくり」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

施策体系としては、まちづくりの基本目標の一つ、IV「持続可能な都市と環境を創造するま

ち」を実現するための個別目標の一つ、2「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」を実現するための基本施策の一つ、②「みどりを残し、まちへ広げる」の下に位置付けられています。

本事業は、既存のみどりの保存と合わせて、新宿という都市の特徴や歴史を踏まえた特色あるみどりの創出により、うるおいのある都市空間を形成することを目的とした事業です。

本事業は、「みんなでみどり公共施設緑化プラン」、「空中緑花都市づくり」及び「樹木、樹林等の保存支援」の三つの枝事業により構成されています。

「みんなでみどり公共施設緑化プラン」は、公共施設を対象に、いろいろな手法による緑化を行うものです。具体的には、屋上緑化やビオトープの整備を行っています。

また、区立公園の中で、特色ある樹木や草花の植栽による花の名所づくりも展開しています。平成25年度は区内の6か所の公園で整備を行いました。具体例としては、日本庭園が特徴である甘泉園公園において、和のテイストにふさわしい梅林を整備しました。それから、矢来公園において、旧小浜藩の邸宅があったという歴史的な背景を踏まえ、小浜藩とゆかりのある水仙を植えました。このように、その場所に合ったゆかりのあるふさわしいものを植えています。本枝事業については以上です。

「空中緑花都市づくり」は、地面の上で緑化を図ることの難しい新宿の特徴を踏まえ、屋上緑化や壁面の緑化を推奨するものです。屋上緑化や壁面緑化に対しては、区から一定の助成をしています。

それから、歌舞伎町、新宿三丁目などの繁華街に、ハンギングバスケット（草花を植えたつり鉢）を設置したり、道路沿いにプランターを設置したりするものです。区が設置し、地元の商店会の方にご協力をいただいて水やり等を行っています。本枝事業については以上です。

「樹木、樹林等の保存支援」は、区内にある主に民有地の樹木で一定の大きさのものを区が保護樹木として指定し、年間9,000円の助成を行って、主に維持管理の費用に充てていただくものです。昨年は、牛込警察署にある大きなイチョウの木を、初めて公有地で保護樹木として指定しました。公共用地とはいえ、売却等でなくなってしまう場合もありますので、今後も、公共用地の樹木への指定も行っていきたいと考えています。

このほかにも、落ち葉の時期に落ち葉の回収を行ったり、建物の関係などにより保護樹木を移植しなければいけないときの助成制度を設けたり、災害等により保護樹木が倒れたなど緊急時に、区が業者を手配して緊急措置を行ったり、賠償責任保険に加入したりといった取組を行っています。

保護樹木は、平成25年度現在で1,075本あります。

それから、昨年11月に、制度40周年を迎えたことを受け、「保護樹木通信」というチラシを発行し、保護樹木の各所有者の皆さんに配布しました。この中では、保護樹木の所有者同士のつながりがあまりないことを踏まえ、第1号樹木の所有者の方へのインタビュー等を載せています。また、保護樹木の健康状態をチェックするための注意書きや、相談先のPR等を掲載しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

目標設定について、指標2「屋上等緑化助成件数」に「27年度末までに40件 ②333⇒②773」とありますが、これはどのように読めば良いのでしょうか。

【説明者】

屋上等緑化助成は、平成18年度から行っています。平成18年度から23年度までの実績が33件でしたので、平成27年度末までに40件を加えて計73件を目指すという目標です。指標3「ハンギングバスケット等の設置基数」についても同様です。

【部会長】

保護樹木について、これまで私有地にしか指定してこなかったというのが少し不思議なのですが、これはなぜなのでしょう。

【説明者】

公有地については、国や都といったそれぞれの公共機関がみどりを普及し、みどりを大切にしていくという方向性を持っていることから、指定しなくてもしっかりと維持し、基本的には伐採しないため、これまでは指定をしてきませんでした。

また、保護樹木については区が助成していますが、公有地の場合は、それぞれの公共機関が自らの費用で管理するため公有地への指定は考えていませんでした。なお、今回指定した牛込警察署についても、助成は行っていません。ただ、技術的な相談、樹木医等による点検などの支援はしていきたいと思います。

【部会長】

木が開発で切られるのは何とかしなければならぬし、区民の声も必ず上がっていると思います。それでも、例え保存樹木に指定されていても、状況によっては伐採されることとなります。その辺の歯止めはどの程度行っているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、私有地も公有地も、一義的には所有者が維持管理をしていますから、例えば建て替えの計画などによりどうしても伐採せざるを得ない場合には、それを止めることはできません。

伐採の歯止めとしては、伐採したいというご相談があった際に、できるだけほかに移植ができないか、何とか回避する方法がないか等の働き掛けを行います。また、区には「みどりの推進審議会」（以下「審議会」という。）という諮問機関がありますので、そこに諮りご意見を伺っています。

審議会は、区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。保護樹木の伐採には、あらかじめ指定の解除という手続をする必要があります。

これに当たっては、当審議会に諮って、ご意見を伺います。指定の解除については、やむを得ない理由がなければご理解いただけません。

【委員】

指定の解除の申出は、誰でもできるのでしょうか。

【説明者】

指定の解除は、所有者の申出によります。

【委員】

いろいろな事情があるので仕方ない面もあるとは思いますが、できるだけ保護樹木を残すことのできるよう、更に積極的な働き掛けをよろしくお願いします。

【説明者】

そうですね。反対することはなかなか難しいのですが、一定の関与はできますので、しっかりと努力していきたいと思います。

【委員】

解除が否定されたこともあるのでしょうか。

【説明者】

否定といえますか、もう少し考えてほしいということで、指定解除を見送ったケースはあります。生垣なのですが、現存しています。

【委員】

保護樹林に指定されると、何か縛りなどがあるのでしょうか。

【説明者】

まず、所有者の責務で良好な状態を維持管理していただく必要があります。区としても、そのために助成金を支出しています。

それから、指定解除、移植などの必要が生じた場合には、審議会に諮らなければなりません。

【委員】

9,000円の助成では、あまり維持管理の助けにはならないように思います。

【委員】

区民が見ている区民の財産であることにも意味があるように思いますが。

【委員】

樹木を指定するために、区から積極的な働き掛けを行っているのでしょうか。

【説明者】

はい。手続としては所有者から申請いただく必要はありますが、待っているだけではあまり申請いただけない状況がありますので、まちを歩いたり現場に行ったりする際に、これはという木があれば、積極的に案内をしています。

【部会長】

新宿区景観まちづくり計画の中には、「景観重要樹木」というものがありますよね。これと本事業との関係については、何か整理されているのでしょうか。

【説明者】

景観重要樹木は、現在のところ区内に3本あります。そのうち2本は、牛込の原町にある幸國寺のイチョウで、樹齢500年といわれています。それから、下落合の薬王院というお寺のケヤキの木が、景観重要樹木に指定されています。

なお、この3本については、合わせて「特別保護樹木」として位置付けられています。保護樹木の中でも特に学術上及び歴史上の価値が高いものかつ地域の象徴になっているもので、滅失・枯死その他やむを得ない事情による以外伐採することができません。

必ず両方セットでなければならないということではないのですが、位置付け的にはほぼ同じであることから、現在のところ、景観重要樹木に指定する物は特別保護樹木に指定するし、特別保護樹木に指定する物は景観重要樹木に指定するよう連携を取っています。

【部会長】

その3本については、永遠に保護されるという位置付けになっているということですか。

【説明者】

はい。そういうことに同意していただいた上で指定をしています。

【委員】

内部評価に「ハンギングバスケットはありませんでした。」との記載がありますが、これは、管理が難しいことや、管理が悪いと汚くなることなどが要因なのでしょうか。

【説明者】

我々も水やりのしやすい装置を作って貸し出すといった工夫を行ってはいるのですが、ご指摘のとおり、高いところにあるため水やりが非常に大変であることは大きな課題です。また、近年では、路上に置くことで、放置自転車、不法投棄の防止に役立つこともあり、ハンギングバスケットよりプランターの実績が上がっています。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では、59については以上とします。

続いて72「みんなで考える身近な公園の整備」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

本事業は、まちづくりの基本目標の一つ「V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」を実現するための個別目標「3 ぶらりと道草したくなるまち」を実現するための基本施策の一つ「② 魅力ある身近な公園づくりの推進」の下に位置付けられています。

地域の身近な公園の改修に当たり、公園周辺の住民との協働による改修計画を作成することで、区民や地域のニーズを反映した公園づくりを進め、ひいては公園をより身近に、より愛着を持って利用していただくことを目的とします。

「新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針」における「今後の公園づくりの基本的な考え方」の「②身近で使いやすい公園をみんなつくりはぐくんでいく」の「2-1 みんなで身近な

公園づくりを考える」に基づき、公園の整備計画に当たって、地域住民を中心としたワークショップを開催し、計画、設計段階から地域の方に公園づくりに参加していただくものです。ワークショップとは、地域の皆さんに参加していただき、「こういったことができる」と良い、「こういったものが欲しい」といったご意見、ご要望などを協議していただくものです。

平成24年度には、かば公園を整備しました。25年度は、新宿二丁目にある新宿公園の整備計画を、ワークショップの内容を踏まえて策定しました。今年度は、新宿公園について、整備計画に基づいた改修工事を行う予定です。第二次実行計画期間中では24年度に1か所、26年度に1か所の計2か所を整備します。

ワークショップを開催することで、地域の方に、自分たちの意見を反映した公園として強い愛着を持っていただくことができます。これまでやってきた公園では、ワークショップに参加した方が公園サポーターになって管理運営にも携わっていただくといった波及効果も得られており、非常に意義のある事業だと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

新宿公園については再整備ということで、もともとあった公園の改修という理解で良いでしょうか。

【説明者】

はい。もともと新宿公園がありました。ただ、昨年度まで下水道の工事の関係でずっと閉鎖していました。下水道工事が終わったので、改めて公園の整備を行うということです。

【部会長】

下水道工事をする前は公園として使われていたわけですね。公園サポーターはいましたか。

【委員】

いました。

【部会長】

その方はワークショップに参加しているのでしょうか。

【説明者】

なかなか日取りが合わず、残念ながらご参加いただけなかったのですが、適宜、私どもから情報提供し、ご意見を伺ったりはしました。

【部会長】

分かりました。

かば公園は新設ですか。

【説明者】

かば公園も、もともとあった公園のリニューアルです。

【部会長】

そちらも公園サポーターがいたのでしょうか。

【説明者】

いいえ。かば公園には、以前は公園サポーターはいなかったと思います。ワークショップを通して整備した後に、話し合いに参加した方々が中心となってサポーターが結成されたものと記憶しています。

【部会長】

そういう意味でも、ワークショップの効果があったということですね。

【説明者】

はい。ありました。

【委員】

多くの公園には現在ごみ箱がありませんよね。ごみ箱がないことは清潔で良いとも思うのですが、一方で心ない人によるポイ捨てなどの問題も出ていると思います。ごみ箱の設置についてはどのように考えているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、ごみ箱を設置している公園も設置していない公園もあります。ごみ箱については、必ず必要な設備ではありませんが、利用者へのサービスという視点から必要に応じて設置しているところがあります。ただ、特に週末などにはすぐにごみがあふれてしまったり、家庭ごみ等を不法投棄されたりと様々な問題があり、どうすれば良いのかは非常に悩ましいところです。対策としては、ごみ箱にふたを付けて、ふたを開けないと捨てられないといった工夫をしています。そうすると、単に捨てれば良いのではなく、一旦ふたを開けて、そこに収まるように捨てなければいけないという意識付けがされますので、少しではありますが、量が減りました。また、ごみ箱がなければいけないで、ご指摘のとおりポイ捨てなどへの懸念もあります。

なお、新宿公園のワークショップの中でも、ごみ箱をどうするのかについて皆さんと意見交換等を行い、最終的には置かないでいってみようという結論が出されました。ワークショップを通すことで、地域の問題として理解し、考えていただくことができる非常に良い機会になっていると思います。

【委員】

おっしゃるとおり、ごみは各人の責任で持って帰ることが基本原則であり、公園にはごみ箱を置かないのが一番良いのではないかと思います。

指標によると平成24年度と平成26年度に1園ずつとなっていますが、本事業による整備は、かば公園と新宿公園だけののでしょうか。

【説明者】

この事業における公園の整備は、初年度で話し合いを行い翌年度工事をするという、2年掛けて1園を整備していく形になっています。

そのため、第二次実行計画期間ではご指摘のとおり2か所を整備しますが、平成27年度以降についても、予算等の関係で明確なことは申し上げられないのですが、平成27年度に話し合いを行い、平成28年度に整備工事をするといった形で進めたいと考えています。

【委員】

事業経費について、25年度は特定財源のみで一般財源からの支出がないようですが、こちらについてご説明ください。

【説明者】

新宿公園については、先ほどご説明したとおり、東京都の下水道工事のために閉鎖してしましたので、全て東京都の負担で整備します。

本来、工事で公園を使う場合は、原因者が復旧工事まで全てやるのですが、そうすると、従前と全く同じものしか作れません。そのため今回は、地域の方の意見をお伺いしながら新しい公園にしたほうが良いと考え、新宿区が経費を受け取り、事業執行する形で行いました。

【委員】

新宿公園に、照明設備は設置するのでしょうか。

【説明者】

はい。公園灯を整備することになっています。基数等は、現在検討中です。

【委員】

そこは夜も歩けるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。ワークショップの中でも、新宿二丁目という土地柄もあり、非常に不適切な利用もあるということで、かなり心配する声があり、一時は閉鎖管理も視野に検討したのですが、結論としては、閉鎖するのではなく、逆にオープンな空間にすることで不適切な利用もなくなるのではないかと考えから、まずは夜も入れるようにしました。

【部会長】

計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」とも関連するのですが、公園トイレの設置についても、ワークショップでの話し合いは行われたのでしょうか。

【説明者】

そうですね。配置計画などもワークショップで話し合っていました。

【部会長】

バリアフリーの問題も同様ですね。

【説明者】

はい。ただ、基本的にバリアフリーは当然やるべきことと捉えていますので、その上でどこに配置したら良いか、形をどうしたら良いか等を話し合っていました。

【部会長】

ワークショップの中には、専門家は入るのでしょうか。

【説明者】

はい。全体的な運営を仕切るファシリテーターとして、区の委託を受けた、公園の設計を手掛ける専門業者が入っています。区が直接司会進行をやると、住民対行政という感じになってしまいがちなので、そうではない方に進行していただいています。また、みどり公園課の職員

も同席し、専門的な見地からの意見等を出しています。

【部会長】

そうすると、予算の中にはファシリテーターの委託費も入っているのでしょうか。

【説明者】

入っています。ファシリテーターと実際の設計図面の作成を合わせた形で委託しています。

【委員】

新宿公園に、貯水槽は設置しているのでしょうか。

【説明者】

防火用水のための40 tの水槽を設置する予定になっています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、みどり公園課へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

本日のヒアリングは以上です。

次回も引き続き計画事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

では閉会します。お疲れさまでした。

<閉会>